

質 疑 応 答

1-51 干ばつ災害復旧事業による農地復旧時の施工上必要な範囲内に心土締固めに係る非補助対象範囲が入っていますが、申請額はどのように算出するのですか。

申請額は、施工上必要な範囲の全体事業費を算出した上で、対象となるき裂範囲の延長に施工機械による作業幅を乗じた面積分の割合を算出し、その割合を全体事業費に乗じた額とします。

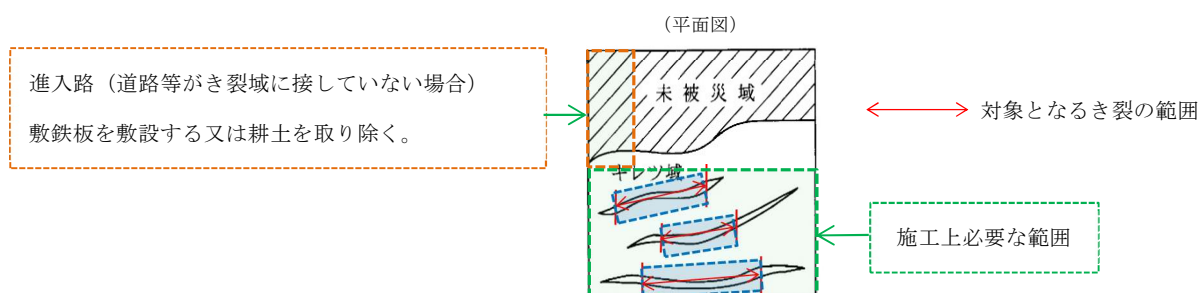
また、き裂域へ施工機械が進入するために必要な敷鉄板、耕土はぎ、耕土はぎ部の耕土整地等は、申請額に計上することができます。

計算例（ブルドーザーによる施工の場合）

条件：施工上必要となる面積 100m^2

対象となるき裂（ $L=2\text{m}$ 、 $L=3\text{m}$ 、 $L=5\text{m}$ ）

全体事業費100万円



$$\text{施工上必要な範囲} = \text{[緑色点線]} + \text{[青色点線]} = 100\text{m}^2$$

心土締固めに係る補助対象範囲

$$10\text{m} \text{ (き裂対象範囲の延長)} \times 6\text{m} \text{ (ブルドーザーの作業幅)} = 60\text{m}^2$$

$$60\text{m}^2 \div 100\text{m}^2 = 0.6 \text{ (60\%)}$$

$$\Rightarrow \text{申請額 } 100\text{万円} \times 0.6 = 60\text{万円}$$

※ブルドーザーは現場状況により機種を検討してください。

※基盤の均平性を確保するため、作業幅は機種に応じて設定してください。